

東北学院大学経営学部履修細則

平成25年度及び平成26年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	第1類	人間的基礎 必修科目6単位含む	10単位
		知的基礎	10単位
	第2類		20単位
	小 計		40単位以上
外国語科目	第1類	必 修	4単位
専門教育科目	第1類	必 修	4単位
	第2類 } 第6類		52単位
	小 計		56単位以上
教養教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			24単位以上
合 計			124単位以上

☆1、☆2については履修科目登録要項を参照のこと。

20単位を超えた教養教育科目第1類の修得単位は、4単位までを教養教育科目第2類に算入することができる。

(進級要件)

第4条 3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を2学年次までに修得しなければならない。

合 計	44単位以上	教養教育科目	第1類	人間的基礎 必修科目4単位含む	6単位
				知的基礎	6単位
			第2類		14単位以上
	専門教育科目	外国語科目	第1類	必 修	4単位
			第1類		2単位
			第1類 } 第6類		12単位

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位、外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位及び専門教育科目第2類の中の情報処理概論4単位を、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から、さらに、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条（別表第3）の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 前期開講科目（前期開講前期完結の講義）
- (3) 後期開講科目（後期開講後期完結の講義）
- (4) 臨時開講科目（集中講義等）

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」）

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正)

第9条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録を行うことができる。

- 2 前項により修正登録を行う場合、第11条に定める学年次履修登録制限単位を超えてはならない。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容・教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は次表のとおりとする。

ただし、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

- 2 前項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間および昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。
- 6 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修届を提出しない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目第2類の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 第2類 日本語Iは外国語科目第1類の英語I Aの2単位、日本語IIは外国語科目第1類の英語I Bの2単位

(転学部・転学科・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生・転学部生の履修)

第16条 編入学生・転学部生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学・転学部前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生・転学部生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この細則の第18条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則第24条の5の第1項に定める、文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL、TOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

- 2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、またはComputer-Based Testingスコア135点以上、またはPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。
- 3 申請が認められた場合、外国語コミュニケーション(2単位)を読替科目として修得したものと認定する。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、第18条、第18条の2により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第19条 早期卒業に関する規程については別に定める。

(原級止者の履修)

第20条 第9条の規定にかかわらず、原級止者は原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる次年次科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限の44単位内において、16単位を限度とする。
- 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
- 4 原級止者が履修できる次年次学科目には演習、キリスト教学A、B、C、D、他学部他学科開講科目は含まない。
- 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合には、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経てこれを行う。

附 則

本細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26（2014）年4月1日から施行する。
- 2 第9条の2は平成25（2013）年度入学生から適用する。

〔別表〕 編入学生・転学部生の包括認定について（第16条の2関係）

編入学生・転学部生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統包括58単位）

1 同系統出身者 包括62単位

科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	40	38	2	
外国語科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類～第6類	52	12	40	
教養教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	24	4	20	
合 計	124	62	62	

2 異系統出身者 包括58単位

科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	40	38	2	
外国語科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第1類	4	0	4	
専門教育科目 第2類～第6類	52	12	40	
教養教育科目 外国語科目 第2類 保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	24	4	20	
合 計	124	58	66	